

国立大学法人京都大学教職員就業規則等新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;"><b>国立大学法人京都大学教職員就業規則</b> (平成16年達示第70号)</p> <p>(前 略) (採用時の提出書類)</p> <p>第6条 教職員に採用された者は、次の各号に掲げる書類をすみやかに大学に提出しなければならない。</p> <p>(1) 大学が指定する履歴書 (2) <u>住民票記載事項証明書</u> (3) 扶養親族等に関する書類 (4) その他大学が必要と認める書類</p> <p>2 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p style="text-align: center;">(採用時の提出書類)</p> <p>第6条 } (同 左)</p> <p>(1) } (2) <u>住民票記載事項証明書又はこれに代わるもの</u> (3) } (4) } (同 左)</p> <p>2 }</p>
<p style="text-align: center;"><b>国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則</b> (平成17年達示第37号)</p> <p>(前 略) (採用時の提出書類)</p> <p>第8条 有期雇用教職員として新たに採用された者は、次の各号に掲げる書類を速やかに大学に提出しなければならない。</p> <p>(1) 履歴書 (2) <u>住民票記載事項証明書</u> (3) その他大学が必要と認める書類</p> <p>2 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p style="text-align: center;">(採用時の提出書類)</p> <p>第8条 } (同 左)</p> <p>(1) } (2) <u>住民票記載事項証明書又はこれに代わるもの</u> (3) } (同 左)</p> <p>2 }</p>
<p style="text-align: center;"><b>国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則</b> (平成17年達示第38号)</p> <p>(前 略) (採用時の提出書類)</p> <p>第8条 時間雇用教職員として新たに採用された者は、次の各号に掲げる書類を速やかに大学に提出しなければならない。</p> <p>(1) 履歴書 (2) <u>住民票記載事項証明書</u> (3) その他大学が必要と認める書類</p> <p>2 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p style="text-align: center;">(採用時の提出書類)</p> <p>第8条 } (同 左)</p> <p>(1) } (2) <u>住民票記載事項証明書又はこれに代わるもの</u> (3) } (同 左)</p> <p>2 }</p>
	<p>附 則</p> <p>この規則は、平成27年10月1日から施行する。</p>